

犯罪被害者の力

公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター理事 松井 克幸

はじめに

私は、9年前に大切な家族である妹を殺害されました。それ以来多くの方に支えられ、被害者支援があったからこそ、私も残された家族も、犯罪被害者としての悲しみや辛さになんとか耐えてこられたのだと思います。

被害者遺族として支援されるばかりで、本来であればここに寄稿するような立場ではないのですが、せっかくいただいた機会ですので、この9年を振り返ることでこれからの犯罪被害者支援充実に何か役立つことがあればと思い、書かせていただきます。

I. 事件のこと

2012年5月7日、妹は朝、勤務先の幼稚園に出勤し、夕方幼稚園を出て以降、連絡が取れなくなりました。5日が経ち、山中に遺棄された妹が発見されましたが、妹は既に勤め先を出たその夜に、左胸をナイフで刺され殺害されたうえ、金品を奪われ、遺体を山中に遺棄されていたのです。加害者は、捜査の末、約1ヶ月後に逮捕されましたが、同じ市内に住む知り合いの男であり、金銭目的で計画的な犯行だったことに、私達家族は悲しみと同時に、自分への怒りも含め大変大きなショックを受けました。

事件発生から妹の発見、加害者逮捕と、事件の概要が明らかになるまでの間、警察発表、マスコミ取材、報道、周囲の目、風評、加害者側からのアプローチなどに心身ともに疲れ、更に大きなダメージを負うことになりました。

特にマスコミ取材、報道については、個人情報や、事実と違う情報が容赦なく流され、私達家族を苦しめました。被害者本人のみならず、家族構成や家族の年齢までも許可なく報道されたことには、今も納得がいくものではありません。「公共の利益」という大義名分の前に、被害者一人の訴えなど全く取り合ってもらえず、被害者の人権は、こうも簡単に黙殺されてしまうものかと、押しつぶされる恐怖を感じました。

加害者には、逮捕された後、すぐに国選で3人もの弁護士が付き、国の制度によって加害者を守る体制が着々と固められていきました。しばらくしてその加害者側の弁護士から、加害者は反省している、被害弁償の用意もある、連絡してほしい、といった主旨の手紙が届き、対応に迫られました。不安に駆り立てられ、被害者支援をしていただける弁護士を探しましたが、簡単にはいきませんでした。

私たちは、法律の知識もなく、また心身ともに疲れ果てている中、自分で自分を守らなけれ

ばなりません。孤立感、焦り、大きな重圧を感じます。被害者支援に精通していて、一緒に闘ってくれる弁護士を見つけるのは、被害者にとっては、極めて大変な作業となります。国に守られる加害者と、孤立する被害者の立場の差はあまりにも大きすぎます。同じ国民として、罪を犯した加害者が、被害者をはるかに凌ぐ支援を受ける制度に積然としないばかりか、むしろ国に攻められているかのような辛い思いになりました。

II. 裁判員裁判

裁判員裁判を行う前の公判前整理手続きにおいても、加害者は参加できても被害者やその弁護人は参加すらできないという大きな差があります。裁判の争点を絞り、裁判の流れや結果を左右する公判前整理における被害者不在は、「裁判は被害者のためにあるものでない」という大前提を突きつけられます。

裁判員裁判の公判が開かれたのはたった3日でした。一般市民から選ばれる裁判員への負荷軽減が考慮されています。これでは被害者の知りたい真実の究明どころか、そもそも裁判員は、本当に事件を理解し正しい判断が下せるのでしょうか。

妹の写真なども公判には採用してもらえませんでした。事件の当事者で、本来一番尊重されてしかるべき存在の被害者本人の人となりの紹介すらありません。妹がどんなに一生懸命生きて、人から愛され慕われていたか、どれだけ重要な役割を果たしていたか、被害者を理解することは必要不可欠だと思います。

事件の残忍さ、加害者の冷酷さを示す遺体写真も裁判員への配慮から採用されません。遺体写真は、殺されて言葉を発することのできない被害者本人が、公判で唯一、自ら主張できる手段なのです。加害者に殴られ、山中を引きずられた妹の姿がどうなっていたか、それが認識されなければ事件を理解したことにはなりません。

また遺影ですら、裁判員に見えてはいけないと、傍聴席の2列目以降に座るよう裁判所から指示をされました。裁判員が被害者心情に流されないためとのことですが、妹にも裁判を見守ってほしい、妹の存在を知ってほしいという遺族の思いは尊重されません。被害者の存在そのものを否定されているかのようです。

加害者は、殺意、計画性を否認しました。言い訳と、ごまかしに終始し、挙げ句の果てには、妹に責任を転嫁したり、正当防衛だったとまで言い出しました。結局、私たちに正対して謝罪することはありませんでした。極刑の望みは叶わず無期懲役となりました。そして損害賠償命令に対しても、加害者からは1円たりとも支払われることなく、今に至っています。

事件の発生から9ヶ月後、たった1週間の裁判員裁判で全てが片付けられてしまいました。裁判員裁判に被害者参加し、加害者と対峙できたことには救われましたが、あまりにも裁判員が先に立ちすぎていて、被害者は二の次です。国民にわかりやすい裁判は、必ずしも被害者のためにはなっていません。被害者は心の整理も付けられず永く苦悩することになります。

Ⅲ. 被害者支援に触れて

ショックと悲しみと不安が重なり、何も先が見えない事件発生直後、岐阜県警の被害者支援室、ぎふ犯罪被害者支援センターと、私たちが支援する動きは繋がれていきました。警察の業務に被害者支援があることは、この時初めて知りました。犯罪被害者支援センターという支援機関があることも同様に初めて知りました。これからの大きな流れや手続きについて知ることができたことと、支援してくれる人がいるのだとわかったことで、私達は一安心できたのだと思います。一方で、それまで被害者の権利などを考えたことがなかったので、何を頼っていいのか、どこまで頼っていいのか、よくわからなかった気がします。被害者の権利をもっと社会に浸透させ、「頼っていい場所がありますよ」と、メッセージを送り続けることが重要だと考えます。

事件の後、ぎふ犯罪被害者支援センターには、何度か講義を依頼されたことがきっかけで、理事として参加することになりました。ただ、お手伝いをしているようで、実は現在も助けられていることのほうが多いと思っています。ありがたく頼れる存在です。

また初期の段階では、同じ境遇の被害者に相談に乗ってもらいたいという思いが強く、支援センターから、犯罪被害者自助グループ「緒あしす」の存在を教えてくださいました。「誰にもわかってもらえない苦しみを理解してほしい」という欲求は、青木代表はじめ、同じ思いを無条件に共有できる仲間に出会えたことで解消され、現在に至るまで、強い心の支えとなっています。

緒あしすは、青木代表が2000年に立ち上げて以来、私が出会った時には既に12年もの間、自助、支援活動が行われていました。初めは集まっては、ただただ泣いていたと伺いました。被害者にとって泣ける場所、繋がっていられる場所、大切な心のより所なのです。2015年には「NPO法人犯罪被害当時者ネットワーク 緒あしす」として進化し、現在も月一度の定例会、市民集会「いのちかなでる」や、パネル展「ねがい」の開催など、多くの活動を通して、被害者の支援を充実させるための活動は続いています。

Ⅳ. 犯罪被害者の力

裁判員裁判を控え、不安と緊張状態で裁判の準備を進めている中、ある犯罪被害者の講演を聴く機会がありました。それはご自身が性被害に遭われた経験を語るという、衝撃的で当然初めて聴く内容でした。被害に遭ったことにより、世間から誹謗中傷、非難を受け、近い人との関係も崩れ、その傷ついた経験は、言葉に表現される以上の辛さがあったかと思います。しかし、悪いのは加害者であり、なぜ被害者が黙って小さくなっていなければいけないのか、という確固たる姿勢に、強く背中を押され、大きな力をもらった気がしたのです。

その姿勢は、私だけでなく、会場に講演を聴きに來ていた方にも響いていました。最後に会場から質問を受ける時間が設けられていましたが、一人の参加者が、自ら自分も被害者であることを公表し、発言されたのです。公の場で自分が被害者であることを公表する必要もなけれ

ば、辛い思いを發表する必要もないのに、その方は、自信と勇気が持てたという主旨の發言をされました。おそらく言わずにはいられなくなったのだと思います。今まで押しえつけられていた思いが講演者の言葉で解き放たれ、「言ってもいいんだ」という考えに変わり、その行動に繋がったのだと思います。

それまでの私は、わかってもらえない苦しみや重圧を極力隠していたのですが、ここで踏ん切りがついた気がしました。被害者は小さくなる必要なんてない、堂々としていていいのだと。

被害者が被害者を支える、この力はとてつもなく大きなものだと思います。私が言うまでもなく、私が事件発生当初から支援を受けられたのも、裁判に被害者参加し加害者と対峙できたのも、損害賠償命令制度を活用できたのも、犯罪被害者等基本法で守られているのも、被害者自らが声を上げ、支援者と共に長年かけてご尽力いただいたお蔭です。本当に感謝の気持ちのほかありません。

被害者が被害者を支える。支援者が被害者を支える。そして社会が犯罪被害を理解し社会全体で支え合う。そんな社会を創るために、被害者の力はその源になっていると思います。

散々辛く悲しい思いをした分、とてつもなく大きな力となって作用してきたのだと思います。私はこの力を信じます。

V. これからの支援充実のために

残念ながら、いまだに多くの被害者は、周囲に理解されず、自分が「被害者である」と言うことすらはばかれる状況は変わってないように思います。

被害者を孤立させないように、従来の支援機関はじめ、多くの機関が連携して、早い段階から永く被害者を支えることが重要です。また被害者とのタッチポイントは多くなければ支援に繋がらない被害者を産んでしまいます。特に一番身近な地方自治体においては、専門窓口を設置し、体制を整えていただくことを望みます。9年前、地元が支援に加わってくれていたらどんなに安心できていたかと思います。

被害者支援の特化条例は、地域における支援の基盤作りの根拠となり、大きな役割を果たすと考えます。

地元岐阜県においては、2020年4月までに全42市町村にて特化条例が制定されました。犯罪被害者等基本法公布から15年以上が経過し、ようやくという気がありますが、これでも全国で6番目の制定になります。岐阜県警、ぎふ犯罪被害者支援センターが、基本法の理念に則り地方自治体の責務を果たすよう、全市町村に一斉に働きかけていただいたことが県内全域での制定を早めたと考えます。また、県においても、2021年4月、特例条例が制定されました。今後は、実際に条例により被害者が守られ、地域での啓発活動が継続的に実施されることを願います。また同様に全国全ての自治体で条例が制定され、どこでも質の高い支援が行われることを願います。

前述のとおり、被害者に対する国の制度、施策は、多くの被害者、支援者の長年の身を粉にした努力により改善されてきた歴史がありますが、それでもまだ充分とはいえません。公判前整理への被害者参加、被害者視点に立った裁判制度、損害賠償の実効性、弁護士や訴訟にかかる費用負担・・・、まだまだこの他にも、被害者が置き去りにされないよう、見直し、検討さなければならない課題は数多く存在します。これまでに被害者の権利を確立してきたのと同様に、周囲を巻き込んで改善に向けて進まなければなりません。

おわりに

先日、ある方から「被害者が皆、声を上げているわけじゃない。ただそっとしておいてほしいと願う被害者の方が多いのでは」と言われました。確かにそのとおりだと思います。しかし、近隣、職場、近い関係の人からも理解されない、時には誹謗中傷もされるといった社会が、被害者を我慢させ、声を上げられなくしてしまっていることはあまり理解されていません。被害に遭った事実を隠さなければならないような社会が変わらなければいけないはずです。引き続き被害者の力を信じ、犯罪被害、犯罪被害者への理解促進を図っていきたいと考えています。